

議事録の詳録

加古川のこれからの川づくりに関する説明会

日 付 平成21年10月18日(日)

場 所 加古川市立勤労会館 3階
301会議室

1. 開会

○司会

皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、加古川のこれからの川づくりに関する説明会を開催いたします。

私は、加古川のこれからの川づくりに関する説明会庶務を担当いたします石尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、この会場につきましてご説明させていただきます。非常口の退出でございますが、当会場の後ろ右手に非常口がございますので、非常時の退出はそこからお願いいたします。それから、トイレにつきましては、後ろを出ていただいて右側でございます。

それでは、説明会に先立ちまして配付資料の確認をお願いいたします。配付資料は、資料－1、資料－2、資料－3、資料－4の4つでございます。資料－1、「議事次第」・「座席表」、資料－2「加古川のこれからの川づくり」に関する説明資料、資料－3「意見記入用紙」、資料－4「ご発言にあたってのお願い」、以上ですけれども、不足がございましたらお近くのスタッフにお申しつけください。

それから、資料－3としてお配りしております「意見記入用紙」ですが、本日の川づくりに関する説明会の内容につきまして、時間の関係でご発言できなかったご意見あるいは補足のご意見がございましたら、記入していただきまして、お帰りの際に回収箱を置いておりますので、その中に入れていただけたらと思います。

また、後日ご意見をお寄せいただくという場合にも、この意見記入用紙をご自宅に持って帰っていただきまして記入後、用紙に記載しております送付先までファクスあるいは郵送していただけたらと思います。

また、インターネットによりホームページからもご意見を寄せていただくことができるようになっておりますので、こちらにつきましても活用していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○司会

それでは、開会に当たりまして、議事次第にのっとり、姫路河川国道事務所長の中込からごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（中込事務所長）

本日はお忙しい中、休日の中、この会にお集まりいただきましてありがとうございます。
私、国土交通省姫路河川国道事務所長の中込と申します。

冒頭、あいさつということで、本当に休日の中お集まりいただきまして、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

最初から少しややこしい話になってしまいますが、平成9年に河川法という法律が改正されておりまして、国土交通省で管理している川であるとか、あるいは道であるとか、あるいは港であるとか、こういうものはすべて法律が定められておりまして、川で言いますと河川法、道で言いますと道路法、それぞれ法律を定めておりまして、その法律に基づいてそれぞれの公共構造物というのを管理したり、整備しております。この法律が平成9年に変わっており、今後、30年くらいの中長期を見越しながら今後の川づくりをどのようにしていくのかという方針が、平成9年河川法に定められました。

そこで、この加古川におきましても、概ね30年を見越した方針を「河川整備計画」という形でつくるために、昨年の7月ぐらいから大学の先生等々に集まっていただいて、約1年ぐらい議論を重ねております。これまで10回ほど会合を重ね、大体方向性というのが見えてきたので、この段階で、地域の方々にご説明させていただいて、地域の方々のご意見、ご質問など伺うために、今回の場を設けさせていただきました。

加古川流域はご案内のように大きな流域になっておりまして、今日は加古川で、昨日は中流部の小野市、上流部の西脇市で説明会を開催し、ご意見等を伺いたいという状況でございます。

こちらのご案内だと思うのですが、加古川につきましては、学識経験者の方々と一緒に意見交換を行う中で、一番初めて出てくるのが平成16年のときの出水の話です。あの出水に対してどのように守っていくのかということは、加古川の今後の方針を考えていく上で外せない話が1点です。

それから、あとは洪水は年に何回かあり、川の水位が上がる時もあるが、洪水ではない例えば今日の加古川であるとかそういうのを見ていくと、平常のときのほうがやっぱり多いわけで、ではその平常の水位が低いときにどんな感じで川にかかわっていくのか、いわゆる川の利用をどういうふうにしていくのかというような話。

あと、河川は別に人間だけのものではなく、当然いろんな生物が生息していると生物の生息の場、あるいは育む場として加古川をどう考えていくのかということが学識経験者の方々の話の中でも出てきています。

今回まとめて説明させていただきますけれども、今の観点を踏まえたとりまとめになっております。いずれにしましても、ご案内だと思うのですけれども、公共構造物、道路もそうだと思いますし川もそうだと思う、特に川はそうだと思うのですけれども、別に国土交通省が管理しているということで国土交通省が持っているかといったらそんなことはないわけで、いろんな人が川にかかわって、いろんな人がある意味自分のものというわけではないのですけれども。さらに言うと、やっぱり一番身近に使っている人、近くにいる人たちが川を見て、どのようにしていくのかと、どのようにしていきたいのかという話はものすごく大事な話だと思っておりますので、今日も忌憚のないご意見等々を多く伺えると非常に嬉しく思います。

それでは、お休みの中集まっていたことに本当に感謝を申し上げさせていただきます。よろしくお願ひします。

以上でございます。

○司会

ありがとうございました。

続きまして、前に座っております河川管理者につきまして、一人ずつ簡単に自己紹介させていただきます。私から向かいまして奥の方からお願いいたします。

○河川管理者（永田小野出張所長）

皆さん、こんにちは。私は小野出張所長の永田といたします。

出張所の業務ですが、工事の施工監督および許認可に基づく申請窓口を主に行っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○河川管理者（渡部工務第一課長）

工務第一課長の渡部でございます。

私が担当しておりますのは、河川の改修に関する工事の発注でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○河川管理者（松井調査第二課長）

調査第二課長の松井でございます。

私の担当は水質および環境関係でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

調査第一課長の吉田と申します。

本日は、加古川のこれからの川づくりに関する説明の治水分野に関する説明をさせて

いただきます。私の担当している業務といたしましては、河川整備の計画および調査の担当をしております。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（中込事務所長）

改めまして、事務所長の中込でございます。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（田中副所長）

副所長の田中でございます。

河川全般を担当しています。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（松寺河川管理第一課長）

河川管理一課長の松寺です。

維持修繕と現場の管理を小野出張所とともに担当しております。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（友本河川管理第二課長）

こんにちは。河川管理第二課長の友本と申します。

担当は加古川大堰の維持管理を行っております。よろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

3. 加古川のこれからの川づくりについて

○司会

では、議事次第の3番「加古川のこれからの川づくりについて」に進みたいと思います。今からパワーポイントを用いまして川づくりについてのご説明を差し上げます。なお、説明内容についてのご意見は後ほど時間をとりますので、その際にご遠慮なくご質問等をお願いいたします。

それでは、説明をよろしくお願いいたします。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

それでは、加古川のこれからの川づくりに関する説明会を始めさせていただきます。

今お手元に配布しております資料-2をご覧ください。こちらパワーポイントに示しておりますものと同じものを配付させていただいておりますので、パワーポイントもしくはお手元の資料をご覧になりながらご説明をお聞きいただければと思います。

まず、本日の説明の構成ですけれども、こちらに目次を示しておりますが、まず最初に「1.新しい河川整備の計画制度」についてご説明させていただき、続きまして「2.加古

川流域委員会について」ということで、有識者の委員会の内容についてご説明を差し上げます。その後、3番、4番、5番、6番ということで、今後の河川整備の内容について、治水分野、利水分野、環境分野および河川の管理分野についてご説明を差し上げます。

まず、新しい河川整備の計画制度についてご説明を差し上げます。先ほどもご案内いたしました、平成9年に河川法という法律が改正され、河川整備の目標に治水・利水に加えて河川環境の整備と保全というものが追加されるとともに、整備計画という今後の20年～30年間の整備内容に関する計画を策定することが位置づけられました。その作成の手續に当たっては、こちらに記載しておりますが、学識経験者の方々及び地域住民の皆様からの意見を反映させるという手續も定められてございます。

これに基づきまして、姫路河川国道事務所では現在、加古川の整備計画を策定しているところでございます。そこで、本日は住民説明会ということで、皆様からご意見をいただく機会としてこの説明会を開催させていただきました。

続きまして、加古川流域委員会についてご説明を差し上げます。加古川流域委員会というのは、加古川水系河川整備計画の策定に当たって、その原案並びに関係住民の皆様からの意見の反映のあり方について意見を述べる委員会として、平成20年7月に設置されました。これまで合計10回の審議を重ねており、その中では委員による加古川の現地視察および治水・利水・環境の内容について、また維持管理や災害時の危機管理などについての審議を重ねてまいりました。

その加古川流域委員会ですけれども、こちらに示しております16名のメンバーから構成されております。委員長は兵庫県立大学の中瀬委員長に務めていただいております、さまざまな分野に精通した委員の方々に熱心なご議論、ご審議をしていただいております。

続きまして、配布しております資料の一番最後のページですが、加古川流域委員会におきまして審議を重ね、その目標や整備の方針、そして整備に当たっての配慮事項について第8回の委員会で中間的なとりまとめを行ったものです。我々の河川整備計画は、この方針に従って策定をしていこうと考えてございます。

この内容について簡単にご説明を差し上げます。資料1番最後から2番目のページをご覧くださいと思います。加古川流域委員会の「中間とりまとめ」ということで、(1)から(8)までの項目についてとりまとめてございます。

まず「(1)河川整備の目標」としては、この整備計画の対象の洪水というものを平成16年10月台風23号洪水を対象にすることを定めてございます。

続きまして、「(2) 干潟」についてですけれども、ヨシ群落が繁茂している貴重な干潟環境が加古川にはございます。こちらについてはこの干潟を保全すること、そして干潟以外の部分において河道掘削を行っていくことを定めてございます。

続きまして、魚類・鳥類の貴重な生育環境となつてございます「(3) 水際植生」についてですけれども、こちらにも極力保全すること、そして河道掘削を行う際には緩やかな勾配になる掘削を行うという方針を定めてございます。先ほど説明差し上げました干潟環境および水際植生の環境については、この河道掘削を行う際にモニタリングを行いながら、その環境への影響等を把握し、掘削を行っていくことをあわせて定めてございます。

続きまして、「(4) 甌穴」についてですが、加古川上流部には甌穴（おうけつ）と呼ばれる岩形状の加古川の特徴的な環境がございますけれども、甌穴についても保全し、甌穴以外の部分の河道掘削を行うことを定めてございます。

続きまして、「(5) 鬮龍灘」についてですが、鬮龍灘における流れや景観に配慮しながら、鬮龍灘の露岩部以外を整正するという方針を定めてございます。

続きまして、「(6) 河道内樹木」について、河川内にあります樹木は大きく繁茂し樹林化すると治水上の支障になりますので、この樹木に関しては伐採を行うこと、そしてこの樹木伐採においては、後ほど説明をいたしますけれども、輪伐という方法を用いまして適切に管理を行うことを定めてございます。こちらについてもモニタリングを行いながら影響等を加味して実施していきたいと考えてございます。

次に、「(7) 堤防」についてですが、加古川においては堤防が未だ整備されていない無堤部がございます。この地区においては堤防の整備を行うことを方針として考えてございます。また、川沿いに家屋が連担している地区においては、まちづくりと一体となった整備が必要であると考えてございます。

最後に、「(8) 堰堤」についてですが、加古川には老朽化している堰がございます。ここに記載しております古新堰堤や加古川堰堤、および河合頭首工などですが、こちらについては可動化もしくは統合を含めた検討を実施していくことを中間とりまとめでとりまとめさせていただきます。この方針に従って、加古川の整備計画を策定していくこととしてございます。

続きまして、3. 河川整備の内容についてご説明を差し上げます。河川整備の目標についてですが、加古川においては中流部において無堤部、堤防がない区間がございます。また、下流部においては橋梁や堰等が老朽化し流下を阻害している区間がございます。そし

て、ご承知のとおり、平成16年の台風23号によって大きな被害が発生してございます。これらを踏まえ、河川整備の目標としては、戦後最大規模の洪水である平成16年台風23号洪水を対象に整備を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、こちらに示しましたのは平成16年の台風23号の実績浸水区域になります。ご覧になってわかるとおり、西脇市、加東市、小野市、加古川市等々において、広い面積における浸水被害が発生しました。総計500戸以上の家屋が浸水するなど甚大な被害が発生したということになってございます。

そこで、河川整備を行うに当たっての考え方ですけれども、こちらに現在の加古川の流下能力図を示しております。こちら、何を示しておりますかといいますと、上段には右岸側、下段には左岸側の流下能力を示してございます。こちらに示しております青い部分になりますが、こちらが現在の加古川がどれだけ水を流すことができるかという、まさに流下することができる能力を示してございます。続いて、我々が今目標としております台風23号洪水の流量を、こちら緑の線を表示してございます。こちらの流量と現在加古川が流せる流量、この差分を茶色い区間で示しております。こちらについては流下させる能力が足りないということで、堤防の整備であったり、川の掘削であったり、橋や堰の改修が必要になってくると考えてございます。

続きまして、河川整備の実施の内容についてのご説明を申し上げます。先ほどより申し上げているとおり、平成16年の台風23号洪水を対象として、現在の流下する能力が不足する箇所および老朽化している堰や橋などによって安全に流下できない箇所、そして質的な安全性が確保されていない堤防の対策を実施していきたいと考えてございます。また、加古川流域委員会で審議された中間とりまとめの考え方に沿った計画とし、生命や財産に多くの被害が発生する箇所については優先的に整備をしていきたいと考えてございます。また、上流の整備によって下流での被害が拡大することがないように配慮し、実施をしていきたいと考えてございます。最後に、内水対策についても兵庫県や周辺自治体の皆様と協力し、連携して、被害の軽減に努めることを行っていきたいと考えてございます。

続きまして、洪水対策の実施箇所についてお示しいたします。加古川流域を下流地区、中流地区、上流地区の大きく3つに分けてございます。加古川市域・高砂市域を含みます下流地域においては、河道の掘削、堤防の築堤、堰の改築を中心に対策を行っていききたいと考えてございます。続いて、小野市域を中心とする中流地区においては、河道の掘削、堤防の築堤および橋梁の改築を主に行っていききたいと考えてございます。最後に、小野市

域・加東市域の上流地域ですけれども、こちらにおいては河道の掘削、堤防の築堤、堰や橋梁の改修を行っていきたいと考えてございます。

続きまして、より詳細に具体の整備内容についてご説明をいたします。河口部から2.8kmの区間、高砂・尾上地区についてですけれども、こちらは河口部に貴重な干潟空間がございますので、こちらを保全し、干潟以外の部分の河道掘削を行っていきたいと考えてございます。こちらに示しておりますのは、上段には整備をする箇所の写真図を、そして整備がイメージができるように下段には横断図を示してございます。こちらに示してあるとおり、河口干潟を避けた形での河道掘削を考えてございます。

続きまして、2.8kmから3.8km区間の古新地区についての説明をいたします。こちらは魚類や鳥類などの貴重な生息環境となっている水際植生がございます。この水際植生を極力保全し、緩やかな勾配になるように河道掘削を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、3.8kmから8.2km区間、平荘地区についてのご説明を差し上げます。この区間においては、加古川堰堤、古新堰堤といった老朽化している堰がございます。これらの堰については可動化や統合を含めて検討を実施していきたいと考えてございます。

続きまして、16.2kmから18.6km、来住・大島地区についての説明をいたします。この区間においては、堤防が未だ整備をされていない無堤部が存在しておりますので、この地区における堤防の整備を行っていきたいと考えてございます。

続きまして、26.6kmから29kmまでの社・河合地区についての説明をいたします。こちらは先ほどもご説明いたしましたけれども、甌穴という環境が残されております。この甌穴についてはこれを保全し、甌穴以外の部分の河道掘削を進めること。そして、老朽化している河合頭首工という堰がございますので、こちらについては可動化を含めて検討を行っていきたいと考えてございます。

続きまして、32.5kmか35km区間、滝野・多井田地区についての説明をいたします。こちらは堤防が整備されていない無堤部という区間が残されておりますので、堤防の整備を進めるとともに、家屋が川沿いに連担している地区がございますので、こちらの整備についてはまちづくりと一体となって整備をしていく必要があると考えてございます。

最後に、35kmから36.4km区間、多井田地区の説明をいたします。多井田地区においては鬮龍灘という加古川特有の地形、景観が残されておりますので、これらを保全し、その流れや景観に配慮しながらそれ以外の河道を一部整正をする形で行っていきたいと考えてございます。そして、無堤部がこちらにもございまして、そちらについては堤防の整備を

進めていきたいと考えてございます。

以上、治水に関する河川整備の内容についてのご説明を差し上げました。

○河川管理者（松井調査第二課長）

調査第二課長の松井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうで、4番の河川整備の内容について（利水）および5番の（環境）について説明させていただきます。

まず、利水における正常流量および渇水時の対応における河川整備の目標について説明いたします。人々が社会生活の中で多くの水を利用していることや、河川環境の保全のために安定した水量の確保が必要です。加古川では、東播磨地域の発展に伴い、水需要に対応するため、加古川大堰が竣工し、糍屋（こうじや）ダム、川代ダム、大川瀬ダム、呑吐（どんと）ダム等の取水施設を含めて、農業用水、工場用水、水道用水等、合計で約52 m³/sの水量を広域に安定供給しております。また、河川環境の保全のために、安定した水量の確保が必要となります。よって、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努めるという目標です。

次に、渇水時の対応でございますが、近年では平成6年、12年、17年、21年に渇水が発生しています。特に平成6年の渇水時には1カ月半程度にわたって、農水、上水、工水において最大40%の取水制限が行われました。そのため、渇水時においても水利用や河川環境にできるだけ影響を及ぼさないよう調整に努めることを目標といたします。

続いて、正常流量について説明します。正常流量とは流水の正常な機能を維持するために必要な流量であります。維持流量と水利流量の双方を満足する流量で、国包地点においてしらかき期概ね9 m³/s、その他の期間概ね7 m³/sと設定されています。維持流量とは①動植物の生息または生育地の状況、②景観、③流水清潔の保持、④漁業、これらの項目を総合的に検討し、維持すべきであるとして定められた流量です。また、水利流量とは農業用水、工業用水、水道用水の水利権として許可された流量をいいます。

次に、取水の現状でございます。右上のグラフをご覧ください。先ほど52 m³/sの用水を供給していると言いましたが、その内訳を示しております。農業用水が一番多くて30 m³/s、全体の6割程度を占めております。工業用水が17 m³/s、水道用水が4 m³/s等、合計で約52 m³/sでございます。また、写真に示しています取水施設によって、広域に供給が行われております。

次に、実施事項について説明いたします。正常流量については、現在の広域的・合理

的な水利用を継続し、流水の正常な機能を維持するために、今後も関係者との調整・連携を行い、正常流量の確保に努めます。また、利水者の水利用の実態および水需需を踏まえ、適正な水利権許可を実施いたします。また、水資源の重要性についての啓発・広報を実施いたします。次に、渇水時の対応ですが、加古川下流部渇水調整協議会を開催し、関係機関との情報交換、渇水調整を実施いたします。

次に、5番の河川整備の内容について（環境）に入ります。生物の生息・生育・繁殖の場および外来種における河川整備の目標について説明いたします。加古川における生物の生存基盤である生息・生育・繁殖の場として、瀬・淵・わんど・たまり・礫河原・水際植生・河口干潟が上げられます。これまでも現状を把握するため、河川水辺の国勢調査等を実施してきました。過去と比較すると減少傾向にある瀬・淵・わんど・たまり・礫河原については、多様な生息・生育・繁殖の場であることから再生に努めます。また、過去と比較すると局所的な変化はあるものの大きな変化は見られない水際植生・河口干潟については、保全に努めます。

次に、外来種についてです。外来種とは「他から入ってきた種が地域固有の生態系を脅かす存在」であるため、生物の多様性を保全する観点から対策が必要であります。これまでも現状を把握するため、河川水辺の国勢調査等を実施しております。その中で、特定外来種について10種が確認されています。このため、他から入ってきた種が地域固有の生態系を脅かすため、生物の多様性を保全する観点から対策に努めます。

次に、生物の生息・生育・繁殖の場について説明いたします。瀬・淵は多くの魚類や鳥類の良好な生息・生育・繁殖の場であることから必要です。オオヨシノボリ等の魚類の生息場や繁殖場、カワセミ等の鳥類の餌場として利用されています。加古川の下流部は勾配が緩く川の流れが緩慢であることから、流速の変化に富む瀬・淵の環境が重要な役割を担っています。特に、瀬・淵は過去と比較すると減少傾向にあり、再生する必要があります。

また、わんど・たまりは多くの魚類や貝類、鳥類、動物の良好な生息・生育・繁殖の場のあることから必要です。メダカ、イチモンジタナゴ等の魚類、トンガリササノハガイ等の底生動物の生息の場となっているとともに、出水時の魚類等の避難場所ともなっています。また、ヨシ等の植物の生育の場となっています。特にわんど・たまりは過去と比較して減少傾向にあり、再生する必要があります。

続きまして、礫河原です。礫河原は多くの鳥類や植物の良好な生息・生育・繁殖の場

であることから必要です。礫河原は、コチドリ等の鳥類や湿地に生育するフジバカマ等の植物の生息・生育の場となっています。特に礫河原は過去と比較すると減少傾向にあり、再生の必要があります。

また、水際植生は多くの鳥類やほ乳類、昆虫類、魚類、底生動物の良好な生息・生育・繁殖の場であり、水際植生がまとまって形成する場は特に必要です。水際植生はオオヨシキリ等の鳥類、ジュウサンホシテントウ等の昆虫類の生息の場となっています。また、これらの水際植生の根際はドジョウ、ウキゴリといった魚類やモノアラガイやミゾレヌマエビといった底生動物の生息の場となっています。水際植生は過去と比較して分布状況に大きな変化は見られません。今後も水際植生がまとまって形成する場を保全していく必要があります。

次に、干潟についてです。河口干潟は海水と淡水が交わる干潮域で干潮時には陸地になりヨシ群落が繁茂しているところであり、アイアシやシオクグなどの植物群落の生育の場となっています。また、砂泥に生息するトビハゼ、エドハゼ等の魚類や干潟の生物を餌としているシロチドリ等の鳥類の生息の場となっています。さらに、干潮域のヨシ等の植物の発達した湿地に生息するアシハラガニや、河口の砂泥地に生息するハクセンシオマネキ等の底生動物の生息の場となっています。河口干潟は過去から比較すると局所的な変化はあるものの大きな変化は見られません。

これは加古川で確認された特定外来生物です。写真にありますブルーギル、オオクチバス、ヌートリア、アレチウリ等の10種でございます。

次に、実施事項について説明いたします。生物の生息・生育・繁殖の場については、大きな変化が見られない水際植生・河口干潟は極力保全します。また、過去と比較すると減少傾向にある瀬・淵・わんど・たまり・礫河原は再生を実施します。整備に際し、環境への影響をモニタリングしながら実施いたします。また、外来種については特定外来生物の分布状況等の把握に努めるとともに、地域固有の生態系への影響を小さくするための対策の検討を実施します。また、外来生物法等に関する啓発・広報を実施いたします。

次に、魚類・甲殻類の移動および文化・歴史における河川整備の目標について説明いたします。人と生物との関係の変化により、現在および将来のすべての生命の存在にとって欠かすことのできない自然環境が危機に直面していることから、生物の多様性を保全する必要があります。

加古川では、121種の魚類と20種の甲殻類が確認されています。これらの魚類・甲殻類

が加古川全川を自由に遡上・降下できるようにすることが必要であります。国管理区間においては、堰等が魚類・甲殻類の縦断的な移動を阻害する場合がありますため、本来の生息の場所に確認できないなどの課題がございます。そのため、堰が支障にならず、加古川に生息するすべての魚類・甲殻類が加古川全川を自由に遡上・降下できるように、縦断的移動の連続性の確保に努めます。

また、文化・歴史については、加古川の舟運は人や物資の連続性を確保する重要な役割を果たしてきたため、加古川沿川に家屋が連担いたしました。また、ため池は昔から農業用水源の役割、洪水緩和の役割、水温上昇の役割と、さまざまな役割を果たしていると言えます。よって、加古川の舟運の歴史を踏まえ、まちづくりと一体となった整備に努めます。ため池の役割や必要性に対する認識の共有に努めます。

この図は、加古川の本川における堰堤と堰の位置を示したものです。下流から、古新堰堤、加古川堰堤、加古川大堰、河合頭首工の4つがございます。

続きまして、加古川は過去からの舟運が盛んであり、それにより川沿いに町が発展してきた経緯があるため、人の往来といった連続性について説明いたします。豊臣秀吉の全国制覇と大坂城築城（1583年）により政治・経済の中心が京都から大坂に移動したことから、加古川を利用して播磨の貢米を大坂へ運ぶようになりました。航路の活用を背景に、池田氏による関税の徴収が始まり、船座や河岸の繁栄の契機となりました。次に、加古川の舟運のため、掘削が行われております。大きく2期に分けられます。第1期は1594年です。第2期は1604年から1606年にかけてです。

この写真は、昔、船座、船着き場であったところの現在の写真です。左側は滝野船座跡、鬮龍灘の下流右岸に当たります。右側は新町船着き場跡です。これはもう少し下流の左岸側に当たります。

次に、ため池の役割でございます。加古川流域には多数のため池が存在します。その役割は農業用水源の役割、洪水緩和の役割、生態系保全の役割等々、重要な役割を果たしています。しかしながら、ため池は現在減少傾向にあると言えます。このようなため池の役割からも、その保全および有効に活用することが大切と言えます。

次に、魚類・甲殻類の移動および文化・歴史における河川整備の実施事項について説明いたします。魚類の遡上状況などの調査により、詳細な実態を把握し、魚が上りやすい魚道について検討します。河川管理施設については必要に応じて魚道の改良等を実施します。また、許可工作物の堰については、魚道の改良について施設管理者と連携して調整・

支援を実施いたします。文化・歴史については、河川整備を実施するに当たっては加古川の舟運により発展してきた町並みに配慮した整備を実施いたします。また、関係機関や地域住民と連携し、ため池の保全に協力していきます。

次に、河川空間の利用および河川に関する学習における河川整備の目標について説明いたします。河川空間の利用については、健康で文化的な生活を営む権利を守るためには、河川に人が親しむことができる場を提供することが必要です。そのため、水辺に人が集まる施設、川でしかできない水辺に親しむための施設の整備を実施しています。さらに、今後もその施設の充実に努めます。河川に関する学習については、人と環境との関わりを深めていくため、環境出前講座、河川に関する学習を実施しているところでございます。よって、人と環境との関わりについて正しい認識ができるように学ぶ機会の増加に努めます。

次に、実施事項について説明いたします。河川空間の利用については水辺に人が集まる施設の機能の維持、川でしかできない水辺に親しむための施設の充実に努めます。河川に関する学習については、環境出前講座を継続して実施するとともに、河川調査、水生生物調査、モニタリング等を通じた環境学習を実施いたします。

続きまして、河川の水質および水質事故対応における河川整備の目標について説明いたします。工場排水や生活排水による河川水の汚濁から人の健康、生活環境を保全する必要があります。これまでも人の健康、生活環境を保全するため、国包と板波に水質自動監視所を設置し、水温・PH・BOD等の観測を実施しています。近年いずれの基準点においても環境基準（BOD75%値）を満足している状況にあります。よって、良好な水質の保全に努めるとともに、自動監視を含む水質調査の充実に努めます。次に、水質事故対応については、油等の有害物質が流出する水質事故が発生しています。今年度も4月から9月までに4件発生しております。よって、加古川水質汚濁防止協議会を通じて今後も関係機関との連携を図るとともに、迅速な水質事故対応の継続に努めます。

次に、これが加古川の水質の状況でございます。加古川の水質について、河口から篠山川合流点まで環境基準B類型、篠山川合流点から上流はA類型と指定されております。下水道の進捗等により、近年いずれの環境基準点においても環境基準を満足している状態でございます。平成14年から18年の観測結果をグラフに示しております。BOD75%値1.5mg/l程度でございます。

次に、実施事項について説明いたします。河川の水質においては、利用者サービスの向上に向けて水質モニタリングを継続して実施いたします。水質事故対応については、加

古川水質汚濁防止協議会を通じて関係機関との連携を図るとともに、水質事故に対する迅速な対応、被害の拡大防止、水質事故防止に向けた啓発活動を実施いたします。下の写真は、水質事故対応と加古川水質汚濁防止協議会の開催状況です。

以上をもちまして環境についての説明を終わります。ありがとうございました。

○河川管理者（松寺河川管理第一課長）

それでは、最後の項目になりますけれども、河川管理について説明をさせていただきます。

資料は40ページからでございます。まず、河川管理施設の機能維持について、その目標を説明させていただきます。まず、河川管理施設とは何かといいますと、堤防や護岸、樋門などを言いまして、川の流れを調整したり洪水の被害防止機能を持つ施設のことです。

まず、堤防につきましては、堤防が決壊して甚大な被害が出ないように、亀裂や陥没などといった堤防の変状がないかについて週3回点検を実施し、出水期前には全川徒歩により詳細な点検を実施しております。もし点検により異常があれば、その補修等を行っております。

また、堤防に草が繁茂した場合、堤防の変状を見ることができないため、梅雨の時期や台風時期の前を目途に年2回の堤防除草を実施しております。発生した刈り草は施設処理により処分することを基本としておりますけれども、その運搬費や処理費にかかるコストが課題となっております。

次に、樋門といった施設でございますけれども、樋門は洪水時には本川の水が川の外に逆流しないようにする機能を持った施設でございます。加古川にある30の樋門等について損傷、動作確認等の点検を出水期には月2回、非出水期には月1回、年間18回実施し、また機械内部の劣化などが年1回点検を実施しております。

次に、加古川大堰でございますけれども、加古川大堰は河口から約12kmのところがございます。加古川大堰は工業用水、農業用水など、利水のための流量確保やゲートによる可動堰化により流下能力を確保する目的で平成元年に完成した施設であります。平常時は取水や流量確保のためゲートをおろした状態で水位を確保したり、洪水時はゲート操作を実施して洪水を安全に流下させるなど、24時間体制で監視を実施しております。常に万全の機能を発揮できるよう、ゲートなどの機械設備は毎日、土木施設は2カ月に1回の点検整備を実施しております。点検により異常があれば、その補修を行っております。

それらの実施に関する事項でございますが、今ご説明しましたとおり、堤防、樋門、水

門などについては日常的な点検や定期的な点検による補修など、必要な維持管理を今後とも実施します。加古川大堰については、24時間体制で監視を実施するとともに、機械設備や電気通信施設、土木施設の点検を実施し、必要な補修を実施します。また、堤防の変状確認のための堤防除草を実施していきませんが、除草により発生した刈り草の有効利用について検討し、イメージ図を掲げておりますけれども、必要に応じて地域住民の方々と協働した有効利用の取り組みを実施します。

次に、資料は42ページでございますが、河川区域の管理について、その目標を説明します。河道内の樹木は、洪水時に水の流れを阻害したり、流木化し橋に引っかかったり橋を壊す要因などになりますので、支障となる樹木は伐採を実施していきます。しかし、河道内の樹木は生物の生息・繁殖の場所であるなど重要な役割を果たしているため、方法等について十分配慮する必要があります。また、伐採した処理にかかるコストが課題となっております。

堆積土砂の管理も重要で、堆積した土砂による水位の上昇や、深掘れすれば橋の橋脚、足回りの基礎部が露出したりします。加古川の土砂生産量は全国的に見ても大きなものではなく、経年変化でも河床変動は小さいものとなっておりますが、局所的に土砂が堆積する箇所もあり、洪水を安全に流下させるために支障となる堆積土砂は河川測量などを実施して、環境に配慮しつつ除去を実施しています。

次に、不法行為等の是正についてですけれども、不法占用や不法投棄、他人への迷惑行為などについては河川巡視などにおいて、その発生の防止、監視などを行ったり、関係機関と連携した啓発活動を実施するなど継続的な是正を実施しております。

今ご説明しました目標に対する実施に関する事項でございますけれども、洪水を安全に流下させるために支障となる樹木は伐採するとともに、成長した樹木については生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した輪伐による計画的伐採を実施します。また、伐採した樹木についてはコスト縮減のため有効利用について検討し、必要に応じて地域住民の方々と協働した有効利用の取り組みを実施します。また、支障となる堆積土砂については、定期的な測量により状態を把握し、河川環境に配慮し、堆積土砂の除去を実施します。不法占用等の不法行為などについては、河川巡視などによりその発生の防止、監視などを行い、関係機関と連携した啓発活動といった取り組みを実施します。

先ほど、河道内樹木の管理について輪伐により行うことを説明しましたが、輪伐とは、あるエリアの樹木を伐採したら、次の年度は別の他のエリアを伐採するといった方法です。

この樹木管理の考え方や輪伐の方法については、流域委員会でのアドバイスを踏まえて検討しています。イメージ図を掲げておりますが、一度にすべてを伐採するのではなく、①、②、③といったエリアごとに順番に伐採していき、時間が経過すれば、また再びその樹木が成長するため、加古川の河道内樹木状況は一度に消失することなく、いずれかの場所で樹木群を保持できるなど、そういった方法を行い、またモニタリングを行い、順応的な管理を行ってまいります。

次に、関係各団体と連携しました危機管理および安全な河川管理施設の運用について、その目標を説明いたします。災害発生時の迅速な対応、災害時の連絡体制を確保するため、日ごろから気象庁、県、各市町、警察、電力会社、鉄道会社などの民間企業の関係団体と連携を実施し、水防協議会、洪水予報連絡会といった協議会を設立し、情報伝達、洪水防御、被害の軽減を目的に活動を実施しています。今後とも、これらを継続して実施していく必要があるとともに、地域で活動している方々との連携を図る必要があります。

次に、河川管理施設の安全な運用についてですけれども、樋門や加古川大堰の操作についてでございます。まず、樋門等の開閉操作は近隣に在住しております操作員により実施しておりますが、出水時に迅速かつ確実に操作員が施設を操作できるように講習会を毎年、出水期前に実施しております。加古川大堰については、洪水時に安全に洪水を流下させるためゲート操作により放流を行います。加古川大堰の放流に伴う水位上昇により人が河川内に取り残されることがないように避難させる必要があります。その場合、1時間前から警報車やスピーカーなどにより警報を実施しております。今後も、加古川大堰放流警報を継続して実施していく必要があります。

次に、今ご説明しましたことの実施に関する事項でございますけれども、危機管理としまして関係機関との連携についてです。水防協議会など、日ごろからさまざまな関係各団体との連携を継続して実施するとともに、減災のために地域の自発的な活動への支援や地域で活動している方々との連携を実施します。施設の安全な運用についてですけれども、樋門等については確実に樋門等の操作が継続されるよう樋門操作員の講習会を毎年度実施します。また、加古川大堰については、主ゲートの操作を実施する場合、1時間前から警報車やスピーカー等により警報を実施します。さらに、補助的な遠隔監視の管理体制の強化について検討し、必要に応じ遠隔監視等を実施します。

次に、47ページでございますけれども、平常時・災害時の情報提供および防災施設の整備について、その目標を説明します。まず、平常時等の情報提供についてですが、洪水時

の浸水情報や避難場所などを事前に公表することで、実際に洪水が発生したときの適切な避難を促し、被害を最小限にとどめ、日ごろから洪水への意識を高め、地域の防災力の向上を図ることを目的として実施しております。今後、東南海・南海地震で発生が想定される津波や地球温暖化に伴う気象変化などにより洪水や濁水の状況が変化する中で、被害の最小化を目的としたさらなる情報提供が必要であります。次に、災害時に迅速な対応をするための防災施設についてですけれども、ヘリポートを備えた加古川河川防災ステーション、水防資材の備蓄をしている水防倉庫や備蓄土砂の機能を持った桜づつみや災害時に使用する緊急河川敷道路を整備しております。

次に、48ページでございますけれども、ホームページなどによる平常時等の情報提供について、簡単にご紹介いたします。現在、姫路河川国道事務所では、雨量や水位情報や河川のライブ映像などをインターネットのホームページにてリアルタイムで提供し、また水位情報配信サービスでは、各水位観測所の水位が所定の値に達すると自動メールでその情報を提供しております。これらは姫路河川国道事務所のホームページにより利用・登録することができるようになっております。

同じく、平常時等の情報提供についてでございますけれども。洪水時の破堤等による浸水情報を住民の方々にわかりやすく提供することを目的として、浸水想定区域の指定・公表を行っております。また、指定・公表された浸水想定区域図をもとにして、沿川の各市町が避難場所や避難方法などを示したハザードマップを作成しております。また、リアルタイムの映像についてですけれども、加古川の監視カメラの映像を配信するため、光ファイバー網を活用して映像を提供しております。また、ケーブルテレビでも洪水情報を確認できるように、テレビ局、BAN-BANテレビを通じて配信しております。これらを活用することによって、水害時の迅速かつ適切な避難活動につながることを期待されております。

以上、見てきました平常時等の情報提供、防災施設の整備について、その実施に関する事項について説明します。光ファイバーケーブル網の拡大、観測機器の増設、インターネットや電子メールを用いたリアルタイムの情報提供や、どこにいてもコンピューターにアクセスできるといったユビキタスネットワークの活用や、氾濫後の浸水の区域および水深の予測と情報提供のための検討を実施し、必要な情報について関係機関への情報提供の拡充を実施します。また、浸水の深さや避難所など洪水に関する情報を標識のように生活空間である町中に表示する取り組みや、防災に関する出前講座などを実施します。各防災施設については、その機能が維持されるよう維持管理を実施するとともに、その拡充を検討

します。

最後の項目になりますけれども、流域全体における、また地域と連携した河川整備の目標について説明させていただきます。洪水時には上流から多量の塵芥や草木が漂着するため、その処理を実施しておりますが、洪水時に流下する塵芥の中には国が管理している区間よりもさらに上流や支川など、他の管理者が管理する河川から流れてくるものもあるため、今後こういった管理者などと流域が一体となって対応していく必要があります。

次に、そもそも河川は河川管理者だけのものではなく、地域の実情に合わせ多様化・高度化した地域住民の方々のニーズに答えた河川整備を実現するためには、地域の方々と連携し、加古川の地域における良好な環境や地域の価値を守ることが必要です。そのため、地域の方々と一体となった水辺に親しむための河川調査や水生生物調査を実施します。今後ともこういった活動を増やすとともに、地域の自発的活動を支援していくことが必要で、そのため地域の方々と河川管理者が一体となった取り組みが必要でございます。

その今ご説明しました事項に関して今後の実施に関する事項でございますけれども、先ほど述べましたように、塵芥処理は下流だけで処理すればいいというものではなく、流域が一体となる必要があり、流域一体となった対応を実施します。地域の方々との連携についてですが、これまで説明してきました治水・利水・環境・維持管理において、そのモニタリングなど地域の方々や地域で活動されている方々と一体となった取り組みを実施します。右のほうに図を掲げておりますが、「つくる」・「まもる」これらは主に河川管理者が行いますが、「つかう」といった側面からの関わりにおいて、今後の地域と河川との関わりが表現できるのではとしまして、そのイメージ図を掲げております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

4. 意見交換

○司会

ありがとうございました。

今、加古川のこれからの川づくりにつきまして、いろいろな内容の説明がございました。これからの時間は、今の説明につきましてのご質問、あるいはこれからの川づくりに関する皆様のご意見、ご要望等を頂戴したいと思います。

では、さっそくですけれども、ご意見、ご質問等がありましたら、お手を挙げていただけたらと思います。いかがでしょう。どうぞ。

○参加者（西脇市・角田）

失礼いたします。私、住所は西脇市黒田庄町の福地というところです。生まれも育ちも福地でございまして、現在では自称川の主と自分では言っております。と申しますのは、ことし11月になりますと78歳になります。物心がつきましてから約70年間堤防沿いに住居がありまして、もう朝晩雨が降っても照ってもですね、子どもころは川で遊んで回った一人でございます。そういう意味におきまして、大戦後3度の床上浸水を受けておりまして、それはもう今まで手がつけようがなかったのか、それとも地域の力が弱かったのか、または国・県の関心が薄かったのか、そういうことを今でも思っておりますが。

台風が来ますと、加古川の支流で門柳地域の水が全部福地にかかってくるのです。それとともに、氷上町のほうに降りました雨のために本川が増水しますと、水門から逆流してきます。ですから、堤防があるのですけれども役に立ちません。その水のふえ方の速度ですけれども、16年の23号台風のときには1時間に約1.5mの増水がありました。それで、家財道具をもう片付けるのが必死であります。床上まで増水してきますと、もう2階に上がって朝まで水が引くのを待つと、そういう状況であります。

最近では関係者の体験もお聞きしましたけれども、堤防がこのままでは決壊するのではないかと、そういう心配もいただいております。ですから、門柳川から井戸橋下流までの水門構造では、ただ形のあるだけで、洪水時には実際役に立っておりません。ふだんの排水はいたしますけれども、そういうことになっております。それで、全面改修が必要でありますことを進言しておきます。

なぜかと言いますと、確か戦後35年ごろから山の木が少なくなりまして、植林をせなならんということで植林をいっせいにしました。それはスギとヒノキばかりを植えまして、広葉樹を全部切り倒して、そういう状態ですので山には保水力がありません。山の地面はガラガラで落ち葉なんかはないんです。ですから、そういう状態になってくると思うのですけれども。

そういうことございまして、最後になりましたけれども、そういう河川改修のことにつきまして実地調査などあります場合、または図面上の点検も含めまして、私僭越ではございますがぜひ参加させていただきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○司会

ありがとうございます。

今のご意見につきまして、河川管理者お願いいたします。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

ご意見ありがとうございます。1点確認をさせていただきたいんですけども。

前のほうにお越しいただけますか。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

今、お話を伺いましたのは門柳川のどのあたりですか。

○参加者（西脇市・角田）

あのね、私、地図を持ってきてるんですよ。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

門柳、黒田庄のほうですね。

○河川管理者（中込事務所長）

黒田庄のほうですよ。先ほどの話で、黒田庄、支川、左支川。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

左の支川ですよ。門柳川。

○参加者（西脇市・角田）

これを提供しておきますので、ご参考にしてください。それで、加古川に流入してくる範囲、これですわ。それで、西脇はここですけどね。黒田庄はここですね、私の地域はこの辺にあるんですよ。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

はい。

○参加者（西脇市・角田）

それからね、堤防沿いに県道が通っておるんですけども、その県道ももう川になってしまう。その上流に門柳川が出てきているんですけども、そこに橋がかかっておるんですけども、その橋にまた木とかごみが引っかかって、これで上流のほうで水位がふえると。そうすると、もうその、津万井橋というんですけども、その津万井橋も堤防より1mは低いんですよ。ですから、堤防をどうかここに、その津万井橋を1m高く改築していただかないと、今大型トラックも来ますので、大型が通るともうつぶれるかもわからないぐらいの橋なんです。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

古い橋ですか。

○参加者（西脇市・角田）

ええ、古いし、低いし、堤防の中に入るし。だから、その橋のほうが低いから、もうそこが川になって下流へ、私の村のほうへ。それから、下のほうは、それも受け皿になつとるんですよ、カーブして。そこのちょうどカーブの最後のところに水門があるんですよ。ですから、もうその水門もこの前壊しとるんですよ。消防が出て操作したけれども、もう無理やりに閉めようとしたのか、操作できなかった。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

水門が壊れてしまったと。

○参加者（西脇市・角田）

ええ、壊れて、また修理したようですけれども。また、もとみたいになります。

ですから、それに対して、私の私案ですけれども、水の水圧を利用してね、扉のような水門にすれば、内水は出ると、本川のほうの圧力が高い場合は閉まると、そういう構造がいいと思います。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

今おっしゃられた水門というのは、どちらにある水門ですか。

○参加者（西脇市・角田）

あのね、井戸橋から門柳川までの下流、その間に小さい水門もあわせると五、六個あります。それでね、一つには、遊水地にしたらどうだという意見もあるんですけどね。そういう意見は、財産権も居住権も無視したような話であって、やっぱり居住権があつてね、それでずっと昔からここに住んでいるわけですよ。どっちが高くつくか、また一つ検討してください。

○河川管理者（中込事務所長）

平成16年のときには被害は出ましたか、どんな感じでしたか。住宅の床上ぐらいまで。

○参加者（西脇市・角田）

50cm来ました。

○河川管理者（中込事務所長）

50cmだったら、床下ですか。床上までですか。

○参加者（西脇市・角田）

床上。もう3回目なんです。

○河川管理者（中込事務所長）

そうですか。

○参加者（西脇市・角田）

戦後3回目なんです。だから、堤防のできたのは、私があれば7歳ぐらいやったと思うのですが、堤防工事してた記憶があります。それから70年そのままなんです。それで、なぜか聞きましたらね。国交省の管理区域は滝野までやと、それから上流は県やというようなことを聞いてね。何ということだと。一級河川やっているものを国の管理に決まっているのと違いますか。

○河川管理者（中込事務所長）

いや、そこは違います。いいですか。事実として管理は分かれています。上流の部分は県で行い、それからあとは下流の部分は国で行っているということです。

せつかなので、少し私のほうからお話しさせてもらおうと、被害を受けているところについては、何かしらの手当てはしていかななくてはいけないという思いは本当に思っておりまして、平成16年のときには黒田庄のほうまでは手がついてないという話も昨日も実は少し聞いてはありました。

平成16年のときには西脇市のところが大変被害を受けておりまして、西脇市街のところですが、杉原川と合流するところ、あそこは鉄道も通ってますので、鉄道の架け替え等々も今行っておりまして、もう平成16年から5年ぐらい経ちますけれども、この5カ年間の中でかなりいろいろ手当をしたという状況になっています。

黒田庄についてはさらに上流部分になっているのですが、ここが非常に申し訳ないというか、非常にづらいことなのでは、何度か、多分お聞きになったかもしれないのですが、河川の改修は下から順番に行っていくというのが原則と言われてます。ただ、これはあくまでも原則なので、実際に被害を受けているところについては被害の度合いに応じて早く行ったりします。でも、下から順番に行っていないと上で溢れていた水は、下がまだ全然できてないと、結局そのまま下へ流れてくるという形になるので、下で受け皿をつくっていきながらだんだん上に上がっていくというのが原則なのです。

戦後から、私の知り得る範囲で、確かに昭和40年代とか昭和50年代もたしか1回加古川でも大きな被害があったと思います。何回か被害を受けて、そのときに国が管理している下流の部分はその都度、下から受け皿をつくっていきましようということをしてきた状況です。そうすると、黒田庄のところまではいつ来るのかという話で、先ほど来月で77歳と

いう話もありまして、いつなのだという話はずっと、昨日の会場でもいろいろとご意見をいただいております。すごく心苦しいのですけれども。現状としては下からズンズンやってきているので、まだ黒田庄のところに手をかけるという形になってないというのが今の現状かなと思います。ただ、先ほども言いましたように、実際に被害を受けているところ、それから被害の度合いに応じて、何かしらの措置というのはいろいろと考えられるところは考えていかななくてはいけないと思っておりますので。

もう一つ、これも申しわけない話で、先ほど国が管理している、県が管理しているという話で、これも事実として黒田庄のあたりは県のほうで管理をしているという形になっております。ですので、今日のお話につきましては、我々もそういうような意見があったというのは今聞かせていただきましたし、場所も押さえさせていただきましたので、認識するとともに、今日は県は来られてないのですが、県のほうでもこういうような話がありましたというのは、改めて私のほうからも伝えさせていただこうと思っております。

いずれにしても、悲しいかな、下流からずっと行っていったら時間がかかってしまう、それから後は下流からずっと行っていくとお金もすごくかかってくるので上までなかなかいかないというようなところは、今までの河川整備でも、国の区間、機関でもそういうところは非常にありまして、すごく我々も苦しい思いをしている状況ではあります。繰り返しになりますけれども、実際に被害を受けたところについては被害の度合いに応じて早目、早目に行わなくてはいけないところは早く行っていくことをしっかり行っていかなくてはいけないなと思っておりますので、改めて県のほうに説明します。

○参加者（西脇市・角田）

今のお話を聞いてまして、主として国とか県は大体何でも一律に考える、それが状況やと思うのです、今までの。これのことでもですね。そうではなくて、こういう意見がある場合は、現場主義ということを言われてますけれども、現場へ来て説明を受けて、それから設計とか予算化すると。そうでないとね、机上の理論だけでは実感が、私もないし、推進者のほうもないと思うのですよ。ですから、そういう現場検証をされる場合は、私はもう万障繰り合わせておつき合いして、ここはどうや、ここはどうする、こうする、全部説明させてもらいます。

○河川管理者（中込事務所長）

わかりました。

○参加者（西脇市・角田）

それとね、水というものは、これは常識として低いほうへ流れるでしょう。低いほうが高かったらね、これは上流でよどむわけですよ。これはもう子どもが水遊びしても感知することであって。

今、西脇の野村あたり、橋も全部改良されて流れるように、あれやったら水害にならないと思うのですよ。私、その岩盤を掘削されているところを何遍も確認して見ました。あの岩盤はすごいですよ、かたくて。けれどもね、私どものほうの井戸橋から上流は軟岩なのです。ですからね、費用は余りかからないし、簡単に工事もできると思いますよ、今の機械化だったらね。あんな大層な機械は要りませんわ。もうショベルの振動で崩れるような地場ですので。

それで、井戸橋まで約5 m落差があります。そこを、その部分が全部岩盤なんですよ。ですから、昔から手掘りで岩を掘った時分は大変な無理があったと思うんですけども。先ほどの滝野は、あれもかたい岩盤やと思いますけれども、船を通すことによって助かったということで、船が通るから深くしますけれども。全部あれでやるのは、まあそういうことです。

○河川管理者（中込事務所長）

おっしゃるとおりで、現場を見ながらというのは私も全く同感ですので、先ほどの話、今の話も含めて現場を見ながらという形で提案があったという話で、それのときには、ぜひ現場で、現場の方の、どういうことがあったのかという話を聞きながら行っていくというのは本当に原則だと私も思っておりますので。

○参加者（西脇市・角田）

それが一番早くてね、わかると思いますよ。

○河川管理者（中込事務所長）

そのとおりです。水の流れも、今高いところから低いところとおっしゃられましたけれども、私が聞いているというか、話をすると、基本はそうなんですけれども、違う流れをしていたというようなところなどもあったりするのですね。それは、本当に図を見ながら、ここが高くてここが低いからこっちからこっちへ流れるといっても何かでつかかって逆流しているとか本当にそういうことがあって、それって実際どんな感じで水が流れたのかというのは、現地でそれを目の当たりにした人から聞かないとわからない部分が多々あると私は思っています。ぜひそういう機会を、我々も全然できていないので反省しなくてはいけないのですが、設けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

○司会

ありがとうございました。

○司会

続きましては。

○参加者（加東市・芹生）

次、よろしいですか。加東市の鬮龍灘の近くから来ました、芹生と申します。

何か鬮龍灘のことはよく話題になりますけれども。昨日も会場、こういう会場で小野でやっておられましたんですね。どなたか、いろいろ発表なさったかもしれませんしね、ちょっと私も住民としては準備不足かもしれませんので、あれなんですけれども。もっと、こんなの言うたら大変失礼かもしれませんけれども、下流の方、加古川とかの方が大勢いらっしゃるかと思って、えらいきょうは人少ないからちょっと寂しいなという気がしましたのですけれども。きょうも神戸新聞に挟んでありました、兵庫県の何とかの広報、あの後ろに書いてありましたので、北版か、北版のページに書いてありましたので、それをちょっとけさ見まして、ちょっと加古川に来る用事がありましたのでついでに寄せてもうたんです。ついでって大変失礼ですけれども、寄せてもらった次第です。

この加古川の川ですね、滝野から高砂までの滝野川、それから滝野から北側の田高川ですね、そういうことで、滝野のところも特に注目されますけれども。川に親しむということは昔からすごくよく言われてましたのですけれども、最近では実際川へ行って魚をとったり、あるいは川で洗濯したり、あるいは農業の人だったら、もちろん治水もありますし、牛を洗ったり、それこそ川との関わりがすごく多かったですけれども、ほとんど、こんなこと言うたら非常に悪い言い方ですけれども、用水路のようになってしまっているという、加古川の川の魚を捕ったりいろいろと川と親しむということではなくて、用水路のようになっていく。もちろん治水の意味では用水路が一番安全かもしれませんけれども。

特に滝野の場合は鬮龍灘がありますけれども、それが観光としてのイメージよりも、むしろこれから先だったら水と親しむというようなイメージに移っていく必要があるのではないかと思います。といいますのは、観光という、昭和38年が境だったのですけれども、そのときにホテルが大火事がいきまして二人亡くなるという非常に大きな痛ましい火災事故がありました。ちょうどそのときにアユがめつきりとれなくなりました。

それから、もう一つはレジャーの形が違ってきまして、昼の日中から旅館がありまし

て三味線とかがチャンチャラチャンチャラ弾かれると、そういうようなレジャーから、東条湖とかあるいは河川を利用したとか、あるいはまた播磨中央公園であるとか、加古川の河川敷を利用しまして、市民でみんなで親しむというふうなレジャー、レジャーというたら何かちょっと遊びみたいに聞こえますけれども、いろいろ自然と親しむというふうな観光というか、そういうイメージに変わってきまして、いわゆる滝野の鬮龍灘も名所・旧跡の観光地というイメージはほとんどつぶれてしまいましたよね。今言いましたように、アユがとれなくなったりしてから旅館をやめたということと、それからレジャーの形が違ってしまって、それは昭和38年ですけれども。

そういうことがありましたけれども、今後のイメージとしましては、やっぱり水と親しむということは一番キーポイントになってくると思います。その意味からしましたら、特に西脇のほうの人は、鬮龍灘は岩がいっぱいあるから、あの岩をみんなとってまえと、そしたら水がさっと流れるわというような荒っぽい意見もあるわけですが、一部に、川の左岸をくりぬいてということがありましたけれども、今でさえ、近辺の水量が、昔より約30cmほど少なくなっており、「一道の飛瀧 地を劈きて 開き・・・」（梁川星巖）というような壮大な風光が見られなくなります。むしろ加古川全体を、鬮龍灘の川下のほうの掘削をしていただいて、それから護岸整備していただいたら、それで十分だと思います。鬮龍灘の下側に広場がありますけれども、その広場は常時水に浸かる広場というふうに地元でも理解しておりますので、それは差し支えございません。ただ、その都度、右岸、西側の一部を掘削していただいて護岸整備をつくっていただいたら十分だと思うんです。あの岩は、そのままできるだけ残しておいたほうが、それでも安全面は保証されると思うんです。

多分、この資料を見ましたけれども、掘削するという意見がどれだけの方がどういう形で出されたかちょっとわかりませんが、あれはする必要はないのではないかと思います。それよりも、掘削と。それから、向こうに橋がありますでしょう。あの橋の影響はないんです。昭和4年に建てられた滝見橋という橋ですが、その橋は別に大して影響ないと思います。あのつけかえ工事がありますけれども、つけかえする必要はないのではないかと地元ではみんなそう思っています。一部、つけかえしようという意見の人もありますけれどもね。何よりも川の、スムーズに流れるように川底の整備というのが滝野周辺においてはポイントではないかと思います。

なお、加古川のほうの人がここには多分おられると思うのですが、加古川市内のほう

の人がおられると思うのですがけれども、加古川の川を、水と親しむというふうなイメージの広場づくり、加古川の河川敷の広場づくりとか親しむような機会をつくって、水とともに、水というのは非常に重要なものですので、そういう考え方をもっともっと考えていただいたらというふうに思います。何かとりとめのない意見ですがけれども。

○司会

ありがとうございました。

今のご意見につきまして。

○河川管理者（吉田調査第一課長）

ご意見ありがとうございます。一つ、お話にございました鬮龍灘における掘削なのですが、我々も鬮龍灘については貴重な景観ということで、岩盤の川底はあのまま手をつけずに残していきたいと考えてございますことと、また豊かな水の流れというのは非常に貴重だというご意見が流域委員会からもいただいておりますので、その平水位を下げないような形で左岸の上流部のほうですね、もし洪水が来たときに上がってくる部分の面積を広くするというような形での河道の掘削を考えてございます。それはまさにおっしゃられた左岸側の上側のところの掘削を行いたいと考えてございますので、ぜひぜひ豊かな流れとあの景観を残して、皆さんが川に親しめるような整備を進めていきたいと考えてございます。貴重な意見をありがとうございます。

○司会

ありがとうございます。

ほか、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

そのほか、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

そのほか、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。ございませんか。

ひょっとしたら、まだご発言なされたい方もおられるかもわかりませんが、以上で、終了させていただきたいと思います。

5. その他

○司会

ご意見等につきましては随時受け付けております。お配りしました意見の記入用紙にご記入していただきまして、お帰りに際に回収箱へ入れていただくと。あるいは、これをお持ち帰りいただきまして、後日ファクスあるいは郵送でご送付していただければと思います。

それから、すべての説明会が終了後の19日から姫路河川国道事務所のホームページでもご意見をお寄せいただくことができます。

なお、詳しい意見の聴取方法につきましてはホームページ、資料－4にアドレス等を記入しておりますので参考にさせていただけたらと思っております。

それから、皆様からお寄せいただきましたご意見の公表時期ですが、本日、ご意見、ご発言いただきました内容とお帰りの際に回収箱に入れていただきましたご意見につきましては、説明会終了後からおよそ1カ月後を目途にして姫路河川国道事務所のホームページに掲載する予定です。

後日、ファクス、郵送あるいはホームページからお寄せいただきましたご意見は、ご意見の受付終了日の11月18日からおよそ2週間後を目途に、ホームページに掲載する予定となっております。

すべての説明会が、これで終了しましたけれども、姫路河川国道事務所のホームページで、引き続きご意見は募集しておりますので、そちらを活用していただき、ご意見を寄せていただけたらと思います。

6. 閉会

○司会

それでは、最後に、ここで姫路河川国道事務所中込より、閉会に際しましてのごあいさつを申し上げます。

○河川管理者（中込事務所長）

本日は本当にお忙しい中、説明会に来ていただきまして、本当にありがとうございます。一方的に1時間ぐらいこちらで説明して、すぐに意見を言ってくれというのはなかなか乱暴だと私も昨日から行っていて思っているところです。かつ、やっぱりこういう場ですとなかなか意見という形で言いつらいところもあったのではないのかなと思います。やり方というのはもう少しいろいろと我々も考えていかなくてはいけないと思っております。

それ以上に、本当に先ほど冒頭に話をしましたように、目の前に川があって、これから川に親しんでいくというか、川を見ている方々が本当にどのように思われているのかという生の声というのは、本当に知りたいところではあります。先ほど司会の方からありましたけれども、何でも、最近国土交通省はどうなっているのかという話でも結構なんで、後日で全然結構ですので、本当に何か書いていただいて、ご意見という形でいただけると、本当に助かります。今回は3回説明がありましたけれども、そのほかにもホームページ

等々で多くの意見をいただきたいと心から思っておりますので、お忙しい中大変ですけれども、ぜひ今日の説明会を契機に、もう一回ご自宅に持ち帰っていただいて、何か書いていただいて、ファクスでもあるいはメールでもどんな形でも結構ですので、思いを寄せていただけると、我々のこれからの仕事の糧になると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本日は本当にお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

以上でございます。

○司会

ありがとうございました。

以上をもちまして「加古川のこれからの川づくりに関する説明会」を閉会いたします。

本日はご多忙の中足をお運びくださいまして、まことにありがとうございました。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。